

【別紙】三角西港緑地広場整備事業の概要及び世界遺産への影響について

1. 本事業の概要

(1) 実施主体

熊本県

(2) 対象地

対象地は、世界遺産の構成資産「三角西港」(以下「三角西港」という。)の東端に隣接し、構成資産の東端から浮棧橋(平成25年2月完成)に至るまでの全長約160m、国道57号と海域とに挟まれた面積約3,130㎡の狭隘な区域である。対象地の概ね西半部(延長約80m、面積約1,470㎡)は、三角西港の緩衝地帯に含まれる(図2)。

(3) 実施期間

平成30年(着工予定)～平成31年(竣工予定)

(4) 事業の目的

- ① 浮棧橋と三角西港とを結ぶ来訪者動線を確保すること
- ② 地域住民・来訪者の安全性・利便性を向上させること
- ③ イベント時の駐車場不足を解消すること

(5) 事業の内容

- ① 三角西港及びその前面の海域「三角ノ瀬戸」を眺望できる広場の設置
- ② 浮棧橋及び駐車場から三角西港へと来訪者を誘導する通路の設置
- ③ 乗用車27台分の駐車場の設置

2. 本事業の検討過程

本事業は以下の検討過程を経て決定された。内容は、検討過程で出された意見を反映したものである。

- 熊本県は、学識経験者から成るワーキンググループを設置し、平成24年10月から平成29年7月までの間に計17回の会議を開催し、事業案を詳細に検討した。
- 熊本県は平成25年5月から平成29年7月までの間に、宇城市等関係行政機関及び地域住民からも幅広く意見を聴取した。
- 宇城市は、世界遺産の登録範囲、緩衝地帯及び重要文化的景観の選定範囲(図3)を対象として、三角西港の修復・公開活用の方針・方法を策定するために「世界遺産三角西港修復・整備活用委員会」を設置し、本事業に関して報告・意見聴取を行った。
- 「『明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業』における管理保全の一般方針及び枠組み」に基づき設置された「三池地区管理保全協議会」においても、平成29年5月8日に協議を行い関係者間において合意形成を図った。

3. 本事業が構成資産に与える影響

- 本事業は、世界遺産の構成資産の隣接地であることを考慮しつつ、地域住民・来訪者が当該地の景観的な魅力を共有できる空間を新たに創出し、三角西港の保全環境を改善する内容となっている。
- 本事業は現行の法的規制をすべて充足しているほか、2に示した検討過程で出された意見を踏まえ、構成資産と一体性を持たせた資材の使用及び既存の石垣及び樹木の維持など、構成資産との連続性を維持することを重視した内容となっている。
- 以上のように、本事業は、構成資産に負の影響を与えるものではなく、構成資産と一体となった環境(セッティング)の改善に資する内容となっている。熊本県では、今後とも事業の実施にあたり、国の機関(内閣官房・文化庁)、宇城市等の関係者間で情報共有・協議を十分に行うこととしている。

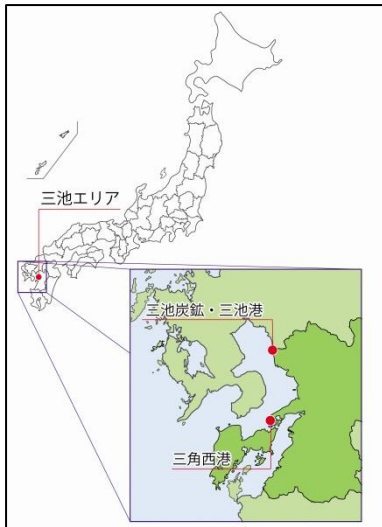


図1 三角西港(構成資産 7-2)位置図

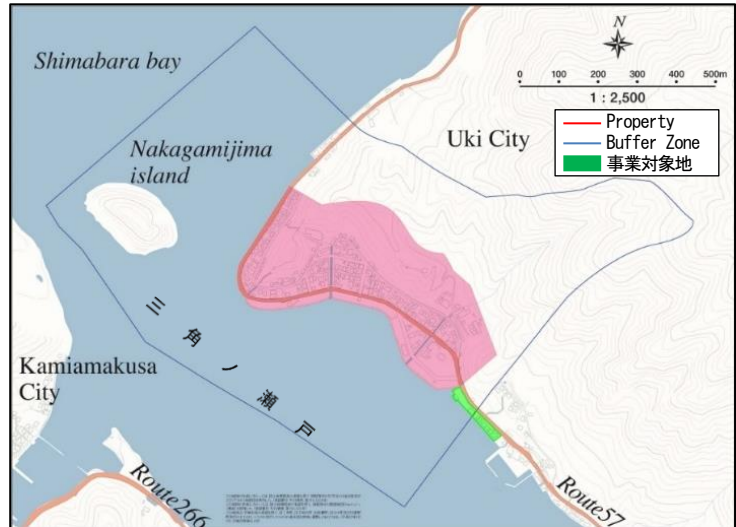


図2 事業対象地の位置図

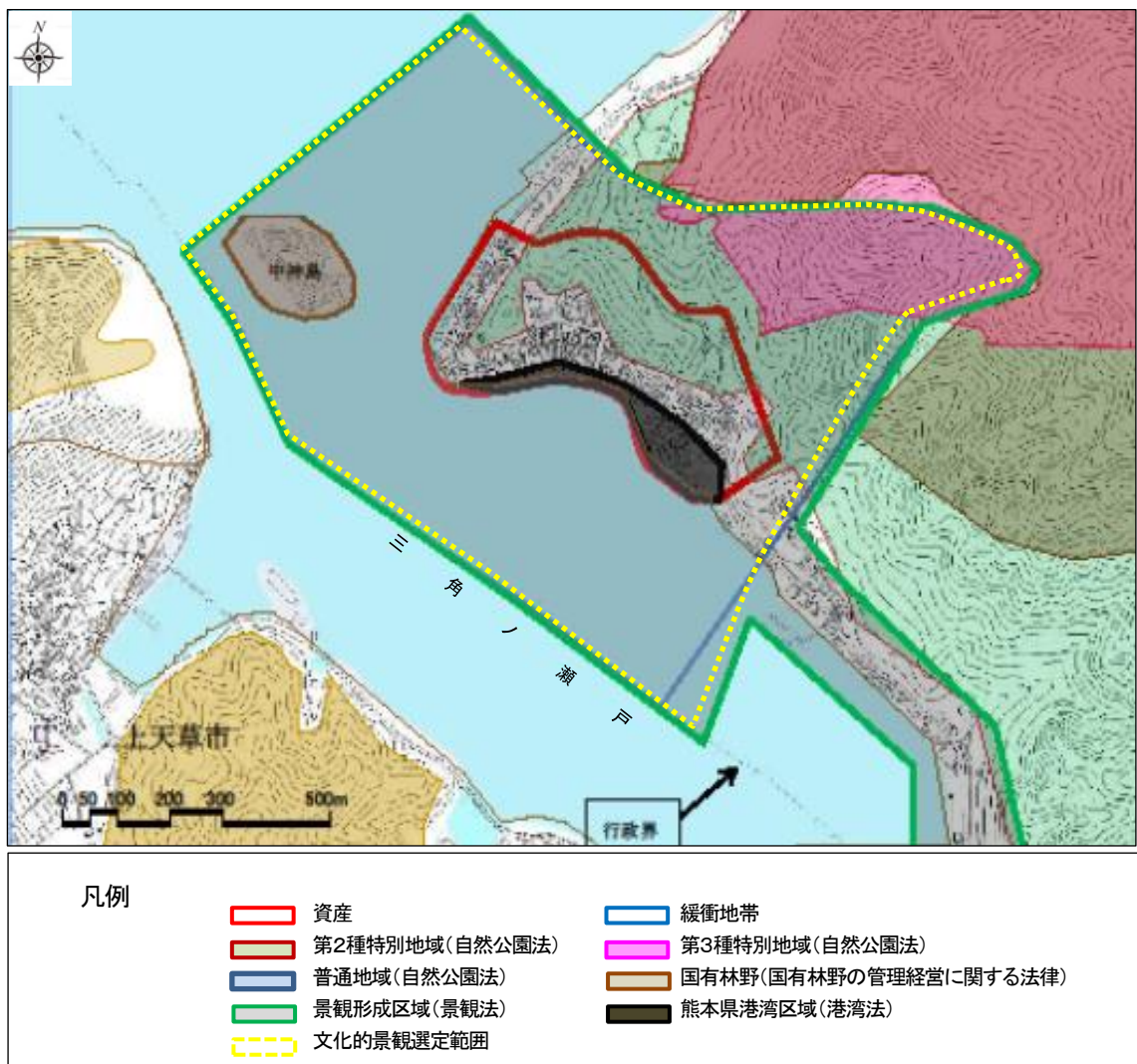


図3 構成資産と緩衝地帯に係る法的規制(表を含む。)



図4 事業対象地の現況（構成資産の上空から緩衝地帯及び浮棧橋を望む。）



図5 事業対象地の現況（浮棧橋の上空から緩衝地帯及び三角西港を望む。）

